

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八丈町は、東京の南方海上286kmに位置し、面積69.11km²のひょうたん型をした島である。地形的には富士火山帯に属する火山島であり、南東部を占める三原山(700.9m)と北西部を占める八丈富士(854.3m)から成り立っている。集落は、島の南東部に位置する三原山を中心とする檜立・中之郷・末吉で形成される坂上地域と、島の経済活動の中心地である三根・大賀郷で形成される坂下地域がある。

気候は黒潮暖流の影響を受け高温多湿で雨が多いのが特徴である。

近年の人口は、令和2年国勢調査では7,042人で過去最低となっており、平成27年の同調査と比較すると571人が減少している。また、年齢別の人口構成では、年少人口11.3%、生産年齢人口48.5%、老年人口40%と人口減少と高齢化の同時進行が進んでいる状況となっている。

産業の特色は、令和3年経済センサス活動調査によると、八丈町の事業所数は515となっている。産業別の就業者数は、第3次産業(商業、サービス業)が2,528人(約68%)となり、家族経営等の小規模な事業者が主となっている。次いで第2次産業(製造業等)が562人(約15%)、第1次産業(農林水産業)が491人(約13%)であり、地域や生活インフラに密着した事業者が多い。

一方で、八丈島を訪れる国内外観光客向けの商品製造や販売を担う事業者および宿泊や飲食サービスを提供する事業者も多い。また製造業では「くさや」を代表とする水産加工品製造、酒類製造および繊維製造が主で、八丈町の特産品産業を担っている。

豊かな自然を背景に、切葉や観葉植物などの花き園芸を中心とした農業と沿岸漁業を基盤とし、商工では島焼酎やくさや加工、伝統的工芸品の本場黄八丈織などのほか、各種の観光関連サービス業が中心となり栄えてきたが、目まぐるしく変化する社会情勢や少子高齢化の影響により、人口減少に歯止めがかからず、八丈町人口ビジョンの独自推計による将来人口が3,456人と算出されている。

現在、町内の中小企業数は減少の一途をたどり、人手不足、後継者不足等の課題に直面している。この現状を放置すると町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町内中小企業の生産性を抜本的に向上させることにより、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に５件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

八丈町の産業は、農業や漁業などの第一次産業に加え、特産品産業や観光関連のサービス業、小規模な事業者が主となった地域や生活インフラに密着した事業など、その多岐に渡る業種が八丈町の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

八丈町の産業は、三根・大賀郷地区を中心としながらも、町内全域に点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は八丈町内全域とする。

（２）対象業種・事業

八丈町の産業は、切葉や観葉植物などの花き園芸を中心とした農業と沿岸漁業、島焼酎やくさや加工、伝統的工芸品の本場黄八丈織などのほか、各種観光関連サービス業と多岐に渡り、多様な業種が八丈町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者向けの支援措置である税制支援の適用期間と合わせるため、国が同意した日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。